

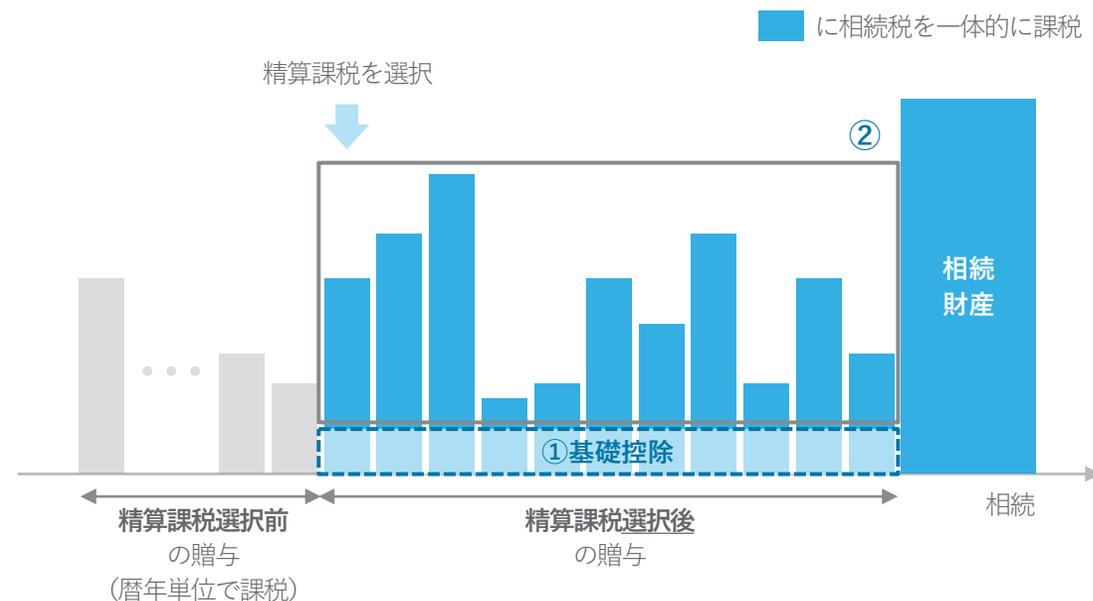
相続時精算課税制度の見直し

背景・目的

高齢化等に伴い、高齢世代に資産が偏在するとともに老老相続が増加し、若年世代への資産移転が進みにくい状況にある。現在、日本社会には2,000兆円にも及ぶ個人金融資産が眠っており、高齢世代が保有する資産を、より早いタイミングで若年世代に移転し、有効活用することで経済を活性化していく。

税制措置の内容

- ① 相続時精算課税制度においても、110万円の基礎控除が創設されることとなる（暦年課税の基礎控除の110万円とは別措置）。令和6年1月1日以降に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用される。
- ② 相続時精算課税適用者が贈与により取得した一定の土地又は建物について、一定の被害を受けた場合には、相続税の課税価格への加算等の価額は再計算できることとなる。令和6年1月1日以降に生ずる災害により被害を受ける場合に適用される。



現行・改正案（計算方法）

	現行	改正案
贈与税額の 計算方法	<p>(当該年度の贈与額 - 2,500万円*) × 20%</p> <p>※特別控除：累積で2,500万円まで</p>	<p>((当該年度の贈与額 - 基礎控除110万円) - 2,500万円) × 20%</p> <p>※特別控除：累積で2,500万円まで</p> <p>※改正後の相続時精算課税制度における基礎控除110万円については、暦年課税とは別途の措置となるため、暦年課税でも使用できる</p> <p>※現行と同様、相続時精算課税制度を採用する場合は、暦年課税制度に戻すことはできない</p>
相続税額の 計算方法	<p>(相続財産 + 累積贈与額に基づく相続税額) - 過去に納付した贈与税額</p>	<p>(相続財産 + 累積贈与額に基づく相続税額 - 累計基礎控除適用額) - 過去に納付した贈与税額</p>